

審議会運営上の申し合わせ事項

1 審議会の公開及び傍聴時のルール

- (1) 録音・写真・ビデオカメラ等による撮影は原則不可とする。ただし、審議会の決定により許可した場合はこの限りでない。
- (2) 審議会の秩序を乱すなど議事を妨害した場合、会長は傍聴者に退席を命じることができる。

2 議事録（要旨）

- (1) 委員の議事録（案）確認を経て議事録を作成する。
- (2) 議事録はホームページで公開する。
- (3) 議事録の発言者氏名は原則として記載する。

3 審議会開催方法

- (1) 審議会の開催にあたってやむを得ない理由により対面での議事が困難であると会長が認めるときは、書面またはオンライン等により実施できるものとする。
- (2) 書面により実施する場合は、議事への可否表明、意見は、文書で行うことを原則とする。